

福岡県公報

平成25年3月19日
第3480号

目次

告示(第411号-第430号)

- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 福岡県営春日公園の利用料金の承認の一部改正 (公園街路課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 3
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

公 告

○落札者等の公示 (総務事務センター) …………… 7

正 誤

○道路の区域の変更(平成24年7月福岡県告示第1304号)中正誤 …………… 7

告 示

福岡県告示第411号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡赤村大字内田 (大内田地区)	平成25年3月13日

福岡県告示第412号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市小伏 (吉川地区小伏換地区)	平成25年3月13日

福岡県告示第413号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市大字黒木町字タブノ木1318番1から1318番3まで、1320番2、1321番1、1321番3及び1322番3並びに字江下ノ原1193番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女市黒木町本分字柳原1171番地
社会福祉法人 専勝会
理事 佐々木 俊磨

福岡県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1706号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年10月福岡県1707号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松ヶ浦 新4	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松ヶ浦 新3	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松ヶ浦 新4	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第418号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、福岡県営春日公園の利用料金の承認（平成24年3月福岡県告示第605号）の一部を次のように改正し、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

4 利用料金(2) 庭球場の表を次のように改める。

(2) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1面2時間以内	650円
練習場	一般	1回1時間以内 140円
	学生	1回1時間以内 80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円

温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

福岡県告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年6月福岡県告示第1034号久留米都市計画下水道事業久留米公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 施工者の名称
久留米市
- 都市計画事業の種類及び名称
久留米都市計画下水道事業久留米公共下水道
- 事業施行期間
昭和42年6月7日から平成28年3月31日まで
- 事業地

(1) 収用の部分

平成22年福岡県告示第1034号の事業地に次の区域を加える。

久留米市 宮ノ陣町若松 字六内畑、字天神丸、字柿添、
字高富安、字田中島、字城ノ内、
字三丁畑、字七内畑、字八内畑、
字九内畑、字広川、
字大屋敷の各字の一部

久留米市 宮ノ陣町八丁島 字蓮輪、
字池頭の各字の全部並びに字町、
字日明、字西屋敷、字門洗、
字西海、字小三小路、字田中、
字南ツタリ、字東塚、字大前、

字北竹ヶ崎、字南竹ヶ崎、
字中ノ切、字奥、字イクハチ、
字南池頭、字外紫、字砂川原、
字垣添の各字の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第420号

解散した清算法人豊前市角田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
三谷 照雄	豊前市大字畑454番地56
井上 博愛	〃 〃 966番地
浅井 財	〃 〃 1382番地
井上 和幸	〃 〃 1401番地
古原 寛	〃 〃 1831番地6
林 精介	〃 〃 2432番地3
矢鳴 和樹	〃 大字馬場820番地
井本 和三	〃 大字中村119番地
柳井 規久夫	〃 大字松江1511番地
沼田 義則	〃 〃 417番地3
長松 豊秋	〃 大字島中43番地4
才田 茂博	〃 〃 1656番地1
森 市徳	築上郡築上町大字有安538番地
岡崎 弘	〃 〃 〃 132番地

福岡県告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第512号福岡都市計画道路事業3・3・20号福岡筑紫野線、3・2・11号別府香椎線、3・5・88号大楠平和線、3・4・48号清水上牟田線及び3・5・129号那の川平尾線〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 事業施行期間
平成8年10月9日から平成27年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

福岡県告示第422号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市吉松一丁目76番1及び76番6から76番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市五条二丁目6番34号
眞鍋建設 株式会社
代表取締役 眞鍋 賢市

福岡県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡久山町大字山田3015番1先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	9.0 ～ 30.6	2,352.0
			前	糟屋郡久山町大字山田3015番1先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	26.0 ～ 108.0	2,267.2
			後	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	9.0 ～ 30.6	2,372.0
			後	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	26.0 ～ 97.0	2,287.2

福岡県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	那珂川大野城線	前	大野城市瓦田3丁目205番1先から 大野城市御笠川3丁目10番1先まで	18.0 ～ 36.5	595.2
			後	大野城市瓦田3丁目205番1先から 大野城市御笠川3丁目10番1先まで	18.0 ～ 36.5	595.2

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	那珂川大野城線	大野城市瓦田3丁目741番6先から 大野城市瓦田3丁目632番2先まで

福岡県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	二森石崎線	小郡市二森1685番1先から 小郡市二森1653番2先まで

福岡県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米小郡線	小郡市福童3309番5先から 小郡市福童3335番3先まで

福岡県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米小郡線	小郡市福童3335番3先から 小郡市福童3429番31先まで

福岡県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年6月福岡県告示第1065号福岡都市計画道路事業3・3・15号千代柏屋線〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 事業施行期間
平成20年6月30日から平成28年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

福岡県告示第430号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市篠原東一丁目629番1から629番8まで、630番1から630番10まで及び631番115並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者所在地、名称及び代表者氏名
糸島市有田898-1
株式会社 高木建設
代表取締役 高木 善一

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 案件名

デジタル印刷機（備出32）

2 調達物品名及び数量

デジタル印刷機一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

4 落札日

平成25年2月22日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

理想科学工業株式会社 理想福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大名1丁目8番10号

6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

22,626,221円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告日

平成25年1月18日

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
24・7・24	3414	告示	1304	3	○			表中	うきは市吉井町八和田918番5先まで	うきは市吉井町江南918番5先まで